

## < JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属      JIS Q 1013 対象規格における種類又は等級の表示の取り扱いについて

2010 年 8 月 31 日

JIS 登録認証機関協議会

## 設 問

JIS Q 1013 対象規格で規定される鉄鋼の製品 JIS においては、次に掲げる規定により、種類の記号その他の事項の表示を省略できる定めとしているものがある。

< 種類の記号その他の事項の表示を省略できる JIS 規定の例 >

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

11 表示

検査に合格した鋼材には、鋼材ごと又は 1 結束ごとに、次の項目を適切な方法で表示する。ただし、受渡当事者間の協定によって、項目の一部を省略してもよい。

- a) 種類の記号
- b) 溶鋼番号又は検査番号
- c) 寸法
- d) 結束ごとの数量又は質量 (鋼板と鋼帯の場合)
- e) 製造業者名又はその略号

認証を受けた鋼材に JIS マークを表示する際、この規定に基づき、種類の記号<sup>注)</sup>その他の事項の表示を省略することができるか。

注) 日本工業規格への適合性の認証に関する省令 (以下、「認証省令」という) 第 1 条 第 1 項 1 号に定める、適合する日本工業規格の種類又は等級に係る表示事項のこと

## 解 釈

当該製品 JIS に、種類又は等級の記号その他の事項が表示事項として規定されているため、受渡当事者間協定その他の要件を満たすことによる表示の省略を認める規定が併せて記されている場合であっても、認証を受けた鋼材に JIS マークを表示する際は、次に従わなければならない。

種類又は等級の記号及び登録認証機関の氏名又は名称(略称又は登録商標による表示が認められている場合を含む)は必ず表示しなければならない。なお、日本工業規格の番号の表示については、下記の留意事項 に記す認証省令第 1 条第 1 項 1 号の当該番号省略規定に従う。

製品 JIS で定める上記 以外の表示事項は、認証省令第 18 条第 1 項 3 号に基づき認証契約に付記事項として定められ、認証契約による付記事項の表示として、同様に表示しなければならない。

#### 留意事項

現行の認証省令においては、「表示する事項は、．．．適合する日本工業規格の番号、適合する日本工業規格の種類又は等級(当該日本工業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。)及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鋳工業品の形状又は鋳工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本工業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる」(第 1 条第 1 項 1 号)と規定されている。

認証省令第 18 条第 1 項 3 号においては、「法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法」を、認証契約に定める事項として規定している。

これを受け、JIS Q 1001(適合性評価 - 日本工業規格への適合性の認証 - 一般認証指針)の 13.2(付記事項の表示)においては、該当する場合に表示するよう認証契約に定める付記事項の一つとして「適合する JIS で定める表示事項」を規定しているため、適合する JIS が表示事項を定めている場合(「該当する場合」にあたる)は、上記解釈のそれぞれの表示事項を、認証契約による付記事項の表示として、同様に表示しなければならない。

ただし、製品 JIS において、受渡当事者間の協定などによって省略してもよい項目(上記解釈を除く)については、登録認証機関は認証契約による付記事項の表示から省略してもよい。

なお、認証取得者の氏名若しくは名称又はその略号(略称、記号、認証番号又は登録商標をいう)、及び認証に係る鋳工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合の当該工場又は事業場の識別表示は、製品 JIS における表示規定の有無にかかわらず必ず表示しなければならない。

以 上